

嘱託職員募集について

1. 採用予定人員 日常生活自立支援事業 生活支援員 1名
2. 雇用期間 令和7年9月1日又は10月1日～令和8年3月31日まで
（業務等の必要に応じて雇用期間の更新を行い、5年以上継続雇用の場合、無期雇用への変更制度があります）
3. 業務内容 （雇入れ直後）
認知症高齢者や知的・精神障がい者の日常的な金銭管理や福祉サービスの利用援助など
（変更の範囲）
社会福祉協議会の業務全般
4. 勤務地 （雇入れ直後）
大阪狭山市権利擁護支援センター
大阪狭山市狭山1丁目862番地の5 市役所南館内
（変更の範囲）
大阪狭山市社会福祉協議会、指定管理施設
5. 受験資格 次のすべての条件を有する人
高齢者もしくは障がい者に対する相談支援又は、施設等で介護の経験のある者
普通自動車免許（AT限定可）を取得している者
※社会福祉士等、福祉に関する国家資格や社会福祉協議会での業務経験があれば尚可
6. 勤務条件等
○給与 208,400円（月額）
このほか、通勤手当・時間外勤務手当の諸手当がそれぞれの規程に応じて支給
○勤務時間・休日等 原則、午前9時から午後5時15分
土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休み
※休日に勤務する場合は、振り替え
○社会保険等 健康保険、厚生年金、雇用保険加入
○その他 大阪狭山市社会福祉協議会職員就業規則によるものとする。
7. 試験方法 小論文・面接試験
○小論文については、テーマ「日常生活自立支援事業を担当するにあたり、あなたはどのような支援をしたいと考えますか」について、400字詰原稿用紙2枚以内を書いて下さい。
○小論文は、受験申込時に必要書類と併せて提出して下さい。
○小論文は、市販の原稿用紙またはパソコンからフォーマットを使っても結構です。（パソコン入力可）
8. 面接試験日及び場所
○日 時：各応募者に電話連絡します。
○場 所：大阪狭山市立心身障害者福祉センター及び母子・父子福祉センター
「さつき荘」
大阪狭山市今熊1－85

9. 可否通知 試験実施後 5 日前後（全受験者に対し、可否にかかわらず通知します）
10. 採用 令和 7 年 9 月 1 日又は 10 月 1 日 嘱託採用
※試用期間は、採用日より 3 ヶ月間
※採用後、試用期間中又は試用期間終了時に、不相当と思われる場合は採用を取消すことがあります。
11. 受験手続
○受付期間：随時募集
○提出書類：(1)履歴書(写真貼付)
(2)職務経歴書
(3)小論文
(4)運転免許証のコピー
12. 申し込み・問い合わせ 大阪狭山市社会福祉協議会 担当(古根川・村田)
〒589-0021 大阪狭山市今熊 1 丁目 8 5 番地
TEL 072-367-1761